

中標津町空家等利活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある空家等の有効活用の促進を図るため、宅地建物取引業者との媒介契約を締結する又は空家情報の登録をする者に対し、空家等で専門的な相談及び障害となっている問題の解決を行う調査、測量、手続にかかる経費の一部及び残存する家財道具等の処分にかかる経費の一部又は、改修工事にかかる経費の一部を支援することにより、放置される空家等の発生抑制、利活用の推進及び流通の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）」第2条第1項に規程する空家等で、人の居住の用に供していた町内に所在する建築物で、1年以上居住その他の使用がなされないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、居住の用に供する部分の床面積が2分の1未満のものを除く。
- (2) 所有者等 空家等の登記上の所有者若しくは管理者又はそれらの法定相続人であって、当該空家等の売却又は賃貸の権限を有する個人をいう。
- (3) 家財道具等 空家等に附属していない電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他家財道具をいい、併用住宅においては、居住部分に供されていたものに限る。
- (4) 改修工事 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上のために行う工事をいう。ただし容易に取り外しが可能な機器等の設置工事及び、床面積を増加させる工事については対象工事から除く。
- (5) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に登録されている者で、中標津町内に本店、支店又は営業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者をいう。
- (6) 空家情報 北海道が運営する空き家情報バンクをいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に所在し、個人が所有する空家等であること。
- (2) 既に賃貸の用に供していないもの。
- (3) 3親等以内の親族ではない者と賃貸又は売買を目的として、この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して2年間、補助対象空家を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する町内の宅地建物取引業者との媒介契約を締結する又は空家情報の登録をすること。
- (4) 当該補助対象空家に対し、過去にこの補助金の同一対象事業の交付を受けたことがない空家等であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度に完了する事業で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 空家等調査費等補助事業 空家等の専門的な相談及び障害となっている問題の解決を行う調査、測量、表題登記、相続登記手続き等を行い、賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業
- (2) 空家等家財処分費補助事業 空家等の残存する家財道具等の撤去及び処分、清掃、敷地内樹木の環境改善を行い、適正な管理及び賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業
- (3) 空家等改修費補助事業 空家等の改修工事を町内建設業者が行い賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業

2 補助対象事業には次の各号に掲げる額を含まないものとする。

- (1) 中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱（平成30年5月25日要綱第17号）の規定に基づき補助金を受けたときは、当該工事に要した費用。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付を受けたときは、その給付対象となる費用。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付を受けたときは、その給付対象となる費用。

3 補助対象事業の実施は、原則として中標津町内に本店又は営業所等を有する事業者等に依頼しなければならない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 補助対象空家の所有者等
- (2) 所有者等全員が中標津町へ納付すべき町税等を滞納していないこと。
- (3) 中標津町暴力団排除推進条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助事業区分	補助対象経費	補助金の額
空家等調査費等	(1) 空家等に係る相談、手続、表題登記、相続登記に必要となる司法書士又は弁護士の報酬 (2) 相続等に必要となる公的書類の取得手数料 (3) 登録免許税 (4) 調査、測量に係る経費（耐震診断、耐震補強設計は除く）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸につき5万円を上限とする。
空家等家財処分費	(1) 家財道具等の撤去、分別、収集、運搬及び処分に要する費用。 (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第11条、第12条及び第19条に規定する料金	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸

	(3) 空家等内部の清掃に要する費用 (4) 補助対象空家の敷地内の樹木伐採及び処分に要する経費	につき 10 万円を上限とする。
空家等改修費	(1) 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事 (2) 外壁、屋根等の改修工事及び塗装工事 (3) 換気設備等の設備工事 (4) 台所、浴室又は便所の改修工事 (5) 建具の取り換え等の工事 (6) 断熱、気密又は遮音工事 (7) ボイラー設置工事 (8) 屋内給排水管の新設及び改修工事 (9) その他住宅の機能や性能を維持又は向上するための工事（耐震改修は除く）	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、1 戸につき 20 万円を上限とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、中標津町空家等利活用促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空家等の外観の写真
- (2) 空家等の位置図
- (3) 交付申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類
- (4) 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- (5) 所有者等全員の町税等の納税証明書若しくは非課税証明書又は同意書
- (6) 申請者が所有者と異なる場合は、所有者の承諾書（申請者が相続人である場合は、相続人であることが確認できる書類及び法定相続人全員の同意書又は申請者の誓約書）
- (7) 店舗等部分がある場合は、求積図・求積表等、店舗等部分の床面積がわかるもの
- (8) 家財道具等処分を実施する場合、処分する家財道具等の状況が確認できる空家等の内部の状況写真
- (9) 空家等改修工事を実施する場合、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された中古住宅の場合、耐震性が確保されていることが証明できるもの及び状況が確認できる空家等の内部の状況写真
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 前項第 3 号に掲げる書類は、交付申請者が本町の住民基本台帳に記録されているときには、提出を省略することができるものとする。

（補助金の交付決定等）

第 8 条 町長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中標津町空家等利活用促進事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式。以下「交付決定通知書」とい

う。)又は中標津町空家等利活用促進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査に当たり、必要があると認めた場合は、現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定のあった事業(以下「補助事業」という。)の内容に変更が生じたときは、速やかに中標津町空家等利活用促進事業補助金交付決定変更申請書(第4号様式。「以下「交付決定変更申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、当初の目的を変更しない範囲で補助金の交付額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 変更の内容を表す書類、図面等(当初及び変更内容を明記すること)
- (2) 変更後の経費等に係る費用が確認できる見積り内訳書の写し(補助対象部分と補助対象外部分を明記すること)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類

- 2 前項の変更申請において、補助金の増額はできないものとする。

- 3 町長は、第1項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更承認の可否を決定し、中標津町空家等利活用促進事業補助金変更承認(不承認)通知書(第5号様式。以下「変更承認(不承認)通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業等の中止)

第10条 交付決定者は、当該決定を受けた補助事業を中止しようとするときは、中標津町空家等利活用促進事業補助金交付決定辞退届(第6号様式)により町長に届け出なければならない。

(完了実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した後30日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに中標津町空家等利活用促進事業補助金完了実績報告書(第7号様式)に次の各項に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空家等調査費等補助事業を実施した場合は、次に掲げる書類
 - ア 調査結果がわかる書類の写し又は、相続登記完了後の登記事項証明書又は登記完了証の写し
 - イ 現地調査の状況を示す写真
 - ウ 契約書及び領収書又は金融機関が発行する振込依頼書等、補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (2) 空家等家財処分費補助事業を実施した場合は、次に掲げる書類
 - ア 家財道具等を処分したことが確認できる書類の写し
 - イ 空家等の状況及び家財道具等を処分したことが確認できる写真
 - ウ 契約書及び領収書又は金融機関が発行する振込依頼書等、補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 空家等改修費補助事業を実施した場合は、次に掲げる書類

ア 改修工事を実施したことが確認できる書類の写し

イ 空家等の状況及び改修工事を実施したことが確認できる写真

ウ 契約書及び領収書又は金融機関が発行する振込依頼書等、補助対象経費の支払が確認できる書類の写し

(4) 補助対象空家に係る宅地建物取引業者との売買又は賃貸借媒介契約書の写し（ただし、空家情報の登録を申請した補助対象空家はこの限りではない。）

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第12条 町長は、前条の規程による報告を受けた場合において、当該報告書の内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、中標津町空家等利活用促進事業補助金交付額確定通知書（第8号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり、必要があると認めた場合は、現地調査を行うことができるものとし、交付決定者はこの現地調査等に協力しなければならない。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による交付額確定通知書を受けたときは、中標津町空家等利活用促進事業補助金交付請求書（第9号様式）により、町長に対して速やかに確定した額を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規程により補助金の交付請求を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は報告、その他不正行為により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の措置に違反したとき。

(4) 第10条の規定による届出があったとき。

(5) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、中標津町空家等利活用促進事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付していたときは、期限を指定して中標津町空家等利活用促進事業補

助金返還命令書（第11号様式）により返還を命ずるものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、中標津町補助金交付規程（平成 15 年規程第 6 号）に準ずる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた補助金の交付に対する第 11 条から第 16 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。なお、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。